

## 令和2年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の 実施について(依頼)

国土交通省自動車局

国土交通省自動車局長より、「自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）」の通達がありました。

これを受け全日本トラック協会は、「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領（下記）を定め、独自の取り組みを推進いたします。

本運動の実施期間は、全国統一の強化月間（9月）に加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自に設定する1ヶ月間となります。

会員各位におかれましては、趣旨をご理解の上、本運動にご協力下さいますようお願いいたします。

### 記

## 令和2年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実施要領

令和2年6月30日

公益社団法人全日本トラック協会

### 第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

### 第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和2年9月1日（火）から9月30日（水）までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

☆岡山県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を10月とする。

### 第3. 実施内容と周知方法

#### 1. 重点実施項目

(1) 「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

(重点点検項目)

点検箇所		3ヶ月点検(点検時期)	12ヶ月点検(点検時期)
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左

(2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」  
黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。

(3) 「DPF(黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」

確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ(灰分)の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油(S10)の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装置車両の正しい使用方法についての周知を図る。